

支援メニューに関するお問い合わせ先

窓口	支援内容	住所	電話番号
和歌山市産業政策課	行政窓口 (全般)	和歌山市七番丁23番地	073-435-1040
和歌山市商工振興課	行政窓口 (融資・利子補給)	和歌山市七番丁23番地	073-435-1233
和歌山商工会議所	相談窓口 (全般) 創業支援セミナー	和歌山市七番丁26番地 1 ダイワロイネットホテル和歌山 2F	073-422-1111
日本政策金融公庫 和歌山支店	相談窓口	和歌山市十二番丁58番地	0570-071039 (ナビダイヤル)
和歌山県信用保証協会	相談窓口	和歌山市十二番丁39番地	073-423-2255
公益財団法人 わかやま産業振興財団	わかやま創業スクール	和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6F	073-432-3412
よろず支援拠点 (公益財団法人 わかやま産業振興財団)	相談窓口 (全般) 創業支援セミナー	和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6F	073-433-3100
和歌山県企業振興課	わかやま創業スクール	和歌山市小松原通1丁目1番地	073-441-2760

創業支援・証明書発行に関するお問い合わせ先

和歌山市役所

産業交流局 産業部 産業政策課

住所 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 10階

電話 073-435-1040 FAX 073-435-1262

メール sangyoseisaku@city.wakayama.lg.jp

令和8年4月 和歌山市

和歌山市での創業をサポートします

あなたのアイデア
ビジネスにしませんか？

和歌山市における創業支援について

和歌山市では、国から認定を受けた「和歌山市創業支援等事業計画」に基づき、創業に関連する支援機関と連携し、創業を希望される方や、創業されて間もない方へのサポートを行っています。

創業を思い立つ段階から、起業し、さらに事業を軌道にのせるまで、相談される方の状況・段階に応じて、効果的な支援メニューを提供します。

各機関の支援内容や連絡先は裏面をご覧ください。

創業支援セミナーの開催

新規創業・事業継続に必要な4つの基本的知識「経営・財務・人材育成・販路開拓」の知識習得を目的とした継続的な創業支援を特定創業支援等事業と位置付けております。創業支援セミナーを原則1か月以上継続して各項目1回以上受講いただくことで、以下の発行対象者に該当する方は和歌山市が発行する「認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」を取得できます。（以降、「証明書」とします。）
この証明書に基づき、右ページにあるメリットを受けることができます。

【証明書の発行対象者】次の1、2のいずれかに該当する方

1. 創業前の方

2. 事業開始日以後5年を経過していない個人または法人

↳「開業届記載の開業日」または「法人設立届出書記載の法人設立日」
法人成りの場合は、個人事業主として開業した日から起算します。

（注意）「第2創業」または「他に代表権のある役員を務めている事業（株式会社の代表取締役、合同会社の代表など）がある方」は対象外となります。



セミナーや各種講座などの募集情報は
和歌山市ホームページをご確認ください。

和歌山市 創業支援



証明書を発行することで受けられるメリット

1 登録免許税の軽減

創業前及び創業後5年未満の方が株式会社等を設立する際、登録免許税の減免を受けることが可能です。
※株式会社の場合は資本金の0.7%→0.35%（最低税額15万円→7.5万円）

2 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始の6か月前から利用することが可能です。
（通常は創業の2か月前から利用可能）

3 新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引下げ

日本政策金融公庫の“新規開業・スタートアップ支援資金”の貸付利率の引下げ対象として、同資金を利用することが可能です。

- ・ 使用条件や提出先での審査があり、**証明書の発行を受けた方全員がこのメリットを受けられるということではありません。**
- ・ 本市が交付する証明書をもって、**他の市町村で創業又は会社を設立する場合はメリット1は受けることができません。**
- ・ セミナー受講者が設立予定の会社の代表者でない場合等は、メリットを受けることができません。
- ・ 証明書は有効期限内に限り有効です。
- ・ 法改正等により支援制度が変更・終了となる場合があります。

創業セミナー受講からの流れ

